

インフルエンザ等の学校感染症について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法（第19条）により、出席停止の措置をとることができます。医師から下記の感染症と診断された場合は、速やかに学校に連絡し、必要な期間休養してください。

★医師から登校を許可され、登校再開する際には、「学校感染症用意見書」「インフルエンザ報告書」を学校に提出してください。（本校ホームページよりダウンロード可能）

- *インフルエンザの場合…①「インフルエンザ報告書」保護者が記入（*添付書類必要）
 ②「学校感染症用意見書」 医師が記入 } どちらかを提出
- *インフルエンザ以外の感染症…「学校感染症用意見書」 医師が記入したものを提出

医師記入の意見書については、文書料が発生する場合があります。ご了承ください。

《学校感染症の種類と出席停止期間》

種別	疾患名	出席停止期間の基準	提出書類
第1種	※下記	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	*【インフルエンザ報告書】と【添付書類】または【学校感染症用意見書】 【学校感染症用意見書】（医師が記入）
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発言した後、5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症	必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる。あらかじめ特定の疾患を定めているものではない。	出席停止の措置がとれる場合のみ【学校感染症用意見書】	

※第1種学校感染症…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等

*インフルエンザについては、保護者記入の報告書と添付書類の提出があれば、医師の意見書を提出する必要はありません。添付書類は、お薬説明書・お薬手帳の写し等、インフルエンザにかかったことがわかる書類です。